

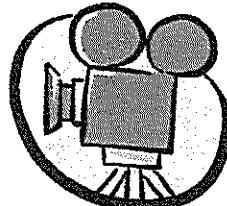
平成 12 年度特別研究費 研究成果報告書

テーマ;文化政策論の現状と展望

学長特別研究費

共同研究者並びに代表者

| | | |
|---------|-------|-----------|
| 池 村 六 郎 | (代表者) | 文化政策学科助教授 |
| 佐々木 崇暉 | | 文化政策学科 教授 |
| 森 俊 太 | | 文化政策学科助教授 |
| 野 村 卓 志 | | 文化政策学科助教授 |
| 小 林 真 理 | | 芸術文化学科 講師 |
| 高 田 和 文 | | 国際文化学科 教授 |



報告

1. 本学紀要(2002)に、上記共同研究者全員が研究成果を発表予定である。

2. 研究の目的

いわゆる文化政策論的研究や諸施策の実態について、幅広く資料を収集し、それぞれの専門領域と関わらせながら、文化政策論の今後の展望を試みる。さらには、本学の専門演習の授業をいかにすすめるかという課題をめぐる問題についても相互に議論を深める。

3. 研究の実施方法等

毎月1回の研究会を平成12年11月から実施した。共同研究メンバーが順番に、レジュメ作成による議論をして研究会を運営した。関連分野の図書資料を収集することにも努力した。

4. 得られた成果

それぞれの専門分野からの発表を重ねた。従来の文化政策論が見落としている問題は何かということについては、それなりに明らかに出来たのではないかと考える。課題の大きさにくらべて半年という期間では所期の目的を達しがたいという意見が大勢であったので、研究会は平成13年度にも継続した。また、専門演習での教育方針に議論を活かすことでは、その詳細についてあらためて文章化するまでには至らなかったが、それが来年度からの教育に成果を出すものと信じる次第である。なお、得られた成果については、6として要約を添付した。

5. 評価

課題と抱負の大きさに比べて、半年という期間は短く、それゆえ次年度にメンバーを拡大・継続して実施したが、当期の研究会では問題点を指摘するにとどまる憾みがあった。

6. 得られた成果の要約;共同研究者の報告から、抄出

当研究会は、現状では必ずしも明確にされているとは言えない「文化政策」という概念について、さまざまな視点から考察し、論究した。

芸術文化への支援という視点からの報告;「文化行政」あるいは「文化政策」という場合、狭い意味での「芸術文化」を対象としている場合がほとんどであると考える。

根木昭他著『文化政策概論』(1995)では、「文化政策」の担い手が対象とする文化について文部省(現文部科学省)設置法を引用しつつ具体的な定義をしているが、それによると国(すなわち文化庁)の文化政策における文化とは「芸術及び国民娯楽」「文化財」「著作権」と並べつつ、さらには「国語」をあげている。さらには、地方自治体の文化政策でとりあげる文化については、いわゆる「まちづくり」や「景観」、「アメニティー」など、生活環境全般でもある。ここにあらわれた文化とは、国や自治体の政策を追認する形でのそれである。

文化政策については、少なくとも、文化の多様性を保つために政策の根拠を明示することが不可欠である。90年代に入って「文化政策」が掲げられるようになる背景には、ひとつには、文化予算の拡大が現実的に難しくなってきた点がある。バブル経済崩壊後の景気低迷の中で企業の文化支援活動は失速し、国・自治体レベルでもさらなる予算増加は望めなくなった。「文化政策」が浮上するのは、ちょうどそうした時期である。つまり、文化予算の拡大要求から、文化の内容を吟味し、予算を有効に用いるための政策の提唱へと、関係者の問題意識がシフトしたといえよう。自治体等の文化活動の姿勢が問われている。

経済学的アプローチからの報告;いわゆる「文化の公共性」を経済的側面と社会的側面の両方から考え、文化政策の前提、あるいはその根拠となるいくつかの問題、文化政策をいかに推進し、実現すべきかという実践的な課題についても提言をする。これまで、経済学の主流は経済現象を政治、社会、宗教、文化などから完全に隔離しうると考えてきた。経済制度は社会のなかに埋め込まれており、労働、貨幣、自然は社会制度のなかに挿入されていると捉える。ここでの論点は、人間や社会をどのような視点からアプローチするかという問題である。さらには、どのような社会ビジョンを構築するかという問題もある。

現在、世界は市場独占主義、市場一元支配といった価値観、理念、システム、制度に覆い尽くされている。この抄出では、「方法論的個人主義」という問題にしばる。

私的個人は私的交換を媒介にした私的生産体制が生み出す存在となり、個人と社会の分裂を前提にし、社会と対立する私的個人に最大限価値をおく「所有的個人主義」イデオロギーが開花する。現代社会における個人は自己規律や自己決定を理念とする伝統的個人主義とはまったく異なる。新古典派の描き出す方法論的個人主義は、るべき姿としての個人の理念像である。新古典派は個人を「合理的な経済人」として実体化させ、社会をそのような個人の集合体と見なす。新古典派は、理論の出発点に経済的合理性を持った個人を据え、社会を、そのような個人の「個人的利益の衝動」による「合成的成果」として設定している。現在、新古典派経済学が大きな発言力を持つようになってきている背景についても論じた。

市場社会は、新古典派が描くように自己調整的でも、安定的でもない。市場の安定化を図るためにには、排除される消費者や生産者を内部化していくための諸制度や外部の力(政治、規範、習慣、文化など)が必要である。従来、経済を発展させる原動力は市場や企業であった。

現代社会にあっても市場経済と公的部門の拡大に駆逐されるかにみえる共生セクターは多様な形態で生き延びている。このような共生セクターを社会の中に拡大していくことが重要である。文化政策の一つの役割は、生活(=文化)を向上させるために最も適した社会システムを構築する(=政策)ことである。

情報化と文化についての報告;すなわち、コンピュータにおける文字の取り扱いと文字コードに関する問題である。国際的に考えると、各国で用いられている言語によって必要とされる文字セットも異なるため、文字コードはそれぞれの国で規定されている。文字コードに含まれていない文字は、コンピュータ上では存在しないのと同等となるので、文字コードの扱いはその国の文化を左右する大きな問題である。

既存の社会の情報化を考えるときに問題となりうるのは、デジタルデバイドに象徴される情報化の社会的格差である。これらについては、教育やインフラストラクチャーの整備など、社会・国家内あるいは国際的施策によって解決していくべき問題であり、各社会がもともと持っている文化との整合性もあわせて、ここでも文化政策が果たす役割は小さくないと考えられる。産業革命によって社会構造に変化が生じたのと同様に、情報化によって否応無しに社会構造は変化することになる。日本社会固有の文化と情報化の特徴・機能の両方を広い視野から考えあわせ、機能的な社会システムを生み出すための施策を決定するためにも、文化政策は非常に重要な役割を果たすことになるであろう。

文化というコトバについての報告;文化というコトバはありふれた日常的表現である。異文化コミュニケーション・文化勲章・文化人・文化団体・企業などの文化事業・学園の文化祭・日本文化を代表する古典芸能としての歌舞伎、能狂言などと数多ある。文化というコトバを直接に明示しない表現の場合でも、文化というコトバの作用が暗黙の前提となっている事例には事欠かない。大学で教える文化事象の専門家たちや、その言説という狭い世界だけでなく、より影響力があるはずのジャーナリストたちの語りにも、文化というコトバのさまざまな意味づけがあり、社会に沈澱して神話作用に寄与している。日本文化やアイヌ文化、沖縄文化と東北文化、京都の文化と東京の文化、これら対比させてあげた用例には、文化人類学の名において知られる「ある集団に特徴的な思惟・行動・感得の型」というような、やや簡略化された了解が込められている。普遍性と個別性は、はたして対立概念であろうか。文化的相対主義というスタンスや方法論には、研究者やジャーナリストの普遍主義的論理の要請や職業倫理を超えて文化的多元主義の主張が込められているようである。

マス・コミュニケーションという概念化とそこに内在する問題が、文化というコトバの意味作用についてもヒントをあたえる。オーディエンスと切り離された概括化が問題である。文化事象を論じるときも同じように配慮が必要である。

構築主義の立場からの報告;このアプローチは、1970年代後半から逸脱と社会問題研究において、構造機能主義の理論的前提の全面的な否定と、ラベリング理論や象徴的相互行為論の建設的批判を基盤として登場してきた社会学の理論的枠組みである。構築主義理論の枠組みに基づいた調査の分析単位は、通常の社会学調査の分析単位とは非常に異なる。通常の分析単位が、個人、集団、社会などであるが、構築主義における分析単位は、逸脱や社会問題などの社会的なカテゴリーが形成され変化していく過程そのものである。

文化政策に関する社会問題を取り上げる場合には、構築主義的な視点から、問題を苦情申し立ての過程として捉える。例えば、留学生の増加・減少、それにともなう頭脳流出、帰国生

の適応、排除、特別な配慮、日本における外国語補助教員など含む外国人教員の増加とそれにともなう異文化摩擦なども、国際的な社会問題であり、かつ文化政策に関わるテーマである。さらには、エドワード・サイードのいわゆるオリエンタリズム批判の視点から、国際教育・文化政策についても論じた。

行政論からの報告；自治体文化行政においては市民参加の原則は定着してきているといえるし、市民参加のあり方を模索しながら（自治体職員がそのことに頭を悩ませながら）、文化振興ビジョン等の策定がおこなわれるようになった。とくに文化の内容面での評価を行政自身はなしえないので、行政こそが積極的に第三者的評価機関の設置に助力すべきである。今後、文化政策の分野において、行政（国と地方自治体）、民間、国民の役割分担を明確にしていくことが望まれる。その際、行政の権限だけが肥大していくことは文化の分野ではあってはならない。国民、市民、専門家が、実質においても主体的に文化政策の政策形成に関わっていける第三者的評価機関システムの構築が求められる。

文責：池村六郎